

(仮称)地域共生ステーション整備運営事業
募集要項の修正について

令和7年4月18日
高槻市

令和7年4月2日付で公表しました(仮称)地域共生ステーション整備運営事業 募集要項について、本日付で公表しました(仮称)地域共生ステーション整備運営事業 募集要項の修正版において、次のとおり修正及び変更しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	修正・変更前(下線部は修正・変更部分)	修正・変更後(下線部は修正・変更部分)
1	25 (別紙 2)	1				サービス対価の支払方法 (費用項目B)	・事業者は、業務終了後、速やかに市にサービス対価Bの請求書を提出する。 ・市は、開館準備業務の対価について、請求書受理日から40日以内に一括で支払う。	・事業者は、 <u>毎年度</u> 、業務終了後、速やかに市にサービス対価Bの請求書を提出する。 ・市は、 <u>施設整備期間中の気運醸成業務</u> ・開館準備業務の対価について、 <u>当該年度分</u> を請求書受理日から40日以内に一括で支払う。